

入院時食事療養に係るお知らせ

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届け出を行っており、医師の指示により管理栄養士によって管理された食事を、温冷配膳車を用い適温で適切な時間に提供しています。

入院の標準負担額が令和7年4月1日から変更になります。

すべての入院患者さんに関係します。（※ 1日の標準負担額は、3食に相当する額が限度となります。）

＝ 入院時の食事代 ＝		
一般 ・ 老人保健医療受給者		1食当たり 510円
指定難病又は小児慢性特定疾病児童等 (下記に該当しない)		1食当たり 300円
低所得者（Ⅱ）住民税 非課税世帯等※1	過去1年間の入院期間が 90日までの入院	1食当たり 240円
	過去1年間の入院期間が 90日を超える入院	1食当たり 190円
低所得者（Ⅰ）住民税非課税世帯等で 年金を受けている70歳以上の方等※1 (1)単独世帯の場合（年金収入のみ） 年収約80万円以下 (2)2人世帯の場合（年金収入のみ） 年収約160万円以下＝夫婦各々年収80万円以下		1食当たり 110円
自費の方※2		1食当たり 690円 (流動食のみ 625円)

※1に該当している方は、市区町村の役所で申請をし「入院時一部負担金限度額適用・入院時食事標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示してください。

※2に該当している方は厚生労働大臣が定める特別食を提供した場合は1食につき76円負担金が増えます。また入院する病棟によっては1日につき50円の負担金が増えます。

当院の食事の**常食・全粥食・学童食・授乳婦食・E1600 (C60)・E1800 (C60)**を食べられている患者さんを対象に複数メニューを実施しています。

複数メニューを選ばれた場合は、上記標準負担額の他に**B・C食は1食当たり100円（税別）の負担金**をいただきます。

病院長